

第10回 学術・教育・研究委員会の会議概要 (学術部会常設委員会)

日 時 平成23年11月9日(水) 13:30~16:30

場 所 日本獣医師会・会議室

出席者

- 【委員長】 酒井 健夫 日本獣医師会学術担当理事、日本大学生物資源科学部教授
- 【委員】 石黒 直隆 日本獣医公衆衛生学会会長、岐阜大学応用生物科学部教授
- 稲葉 睦 北海道獣医師会理事、北海道大学大学院獣医学研究科教授
- 尾崎 博 国公立大学獣医学協議会会長、東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- 佐藤れえ子 日本小動物獣医学会会長、岩手大学農学部教授
- 中尾 敏彦 日本産業動物獣医学会会長、元山口大学農学部教授
- 中山 裕之 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- 政岡 俊夫 私立獣医科大学協議会副会長、麻布大学学長
- < 欠 席 >
- 吉川 泰弘 全国大学獣医学関係代表者協議会会長、北里大学獣医学部教授
- 【オブザーバー】 名子 学 文部科学省高等教育局専門教育課企画係長
- 荻窪 恭明 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
- 【本 会】 山根 義久(会長) 近藤 信雄(副会長) 矢ヶ崎忠夫(専務理事)

議 事

- 1 職域別部会の運営等(説明)
- 2 副委員長の選任(協議)
- 3 今期委員会の検討テーマ(説明)
獣医学教育体制の整備充実に向けて
- 獣医学教育におけるモデル・コアカリキュラムの実践体制と外部評価の実施体制の整備 -
- 4 これまでの検討の経過と今後の進め方等

会議概要

開会にあたり、山根会長から、「3年間をかけて獣医学教育の改善・充実に関する調

査研究協力者会議のとりまとめが終了したが、コア・カリキュラムの作成に多くの時間を費やした感があり、平成 19 年に本委員会において作成した標準的カリキュラムを明確にするために何を行うべきか、より深く検討するべきではなかったかと感じている。とは言え、国立大学法人間における共同教育課程や共同学部の設置の動きは、本協力者会議の検討を踏まえたものであると思う。

しかし、これで安心して手を抜いてしまっただけでは何ら実効のある結果は生まれない。本日は文部科学省からオブザーバーとして出席いただいているが、引き続き、協力者会議の開催等により継続的に対応いただきたい。

各方面から話を聞いていても、最終的には獣医学教育の充実が話題になる。この問題を解決しないことには、獣医師の処遇改善等を達成することはできないのではないかと。ひとつ、我々は心して取り組まなければならない

なお、文部科学省と農林水産省のご努力により、獣医学生が行う臨床実習について、見学型実習から参加型実習が可能になった。しかし、大学から話を聞くと具体的には進んでいないとのことである。この機会に、大学関係者が一丸となって本件が実現するよう進めていただきたい。

これらの諸問題を解決する基盤となるのが、この「学術・教育・研究委員会」であると捉えているので、よろしくご指導の程お願いしたい。」旨の挨拶が行われた。

挨拶の後、事務局から委員の紹介が行われ、さらに職域別部会運営規程に基づき学術部会長である酒井委員が委員長に就任し、酒井委員長の進行により委員会が進められた。

1 職域別部会の運営等（説明）

事務局から、資料に基づき本委員会の組織上の位置付け、委員構成、職域別部会運営規程等の説明が行われた。

2 副委員長の選任（協議）

委員の互選により、中山裕之委員が副委員長に選任された。

3 今期委員会の検討テーマ（説明）

獣医学教育体制の整備充実に向けて

- 獣医学教育におけるモデル・コアカリキュラムの実践体制と外部評価の実施体制の整備 -

今期の委員会における検討テーマ並びに資料内容について酒井委員長から説明が行われた後、酒井委員長から「本日の委員会は第 1 回であるので、フリートーキングの形でご意見をいただき、その後、委員長・副委員長と事務局にて論点整理を行い次回委員会に望みたい。」旨が述べられた。

4 これまでの検討の経過と今後の進め方等

- (1) 事務局から、平成 13 年 2 月に本会がとりまとめを行った「獣医学教育のあり方に関する懇談会の答申」、並びに平成 19 年 3 月に本委員会から報告を行った「獣医学教育

改善に向けての外部評価のあり方」をはじめとした資料を基にして、これまでの獣医学教育体制の整備充実に向けた検討経過の説明が行われた。続いて、文部科学省の名子係長から、薬学、歯学、看護学をはじめとした教育評価の現状等の説明が行われた。

(2) 続いて酒井委員長から、本日の委員会では、外部評価の方向性、外部評価の組織体制、外部評価の方法を中心に検討を行うことが述べられ、まず外部評価の方向性について、以下の意見交換が行われた。

ア 第三者による評価が必要であるという総論は、平成 19 年に本委員会できりまとめを行った「外部評価のあり方」で既に完了しているのに、改めてもう一度平成 19 年にとりまとめた内容について関係者の合意を得た後、これからの議論が始まるのではないか。

イ 平成 19 年に作成した「外部評価のあり方」のとりまとめの段階では、コア・カリキュラムが策定されていなかったが、現在はコア・カリキュラムが策定されており、これを踏まえて評価を行うべきである。今回の検討では、コア・カリキュラムを基にしてアドバンス部分は各大学で対応するが、それ以外の部分では 16 大学は同様に対応しなければならない。評価する基準ができたので、具体的な評価方法を構築しなければならない。

ウ 本委員会の結論をどこに提出するのかを決める必要があるのではないか。本委員会の結論に拘束力がなく、他から認められなくなれば、本委員会のモチベーションが下がるので、まず本委員会が導く結論にどれだけ拘束力があるのかを明らかにすべきではないか。

エ 全国大学獣医学関係代表者協議会（以下、全国協議会）に設置される第三者評価委員会は、あくまでも大学関係者により運営されているものである。第三者評価ということであれば、大学関係者による自己点検・自己評価だけではなく、全国協議会とは離れた別のところに委員会を設置する必要も考えられるので、本委員会がまさにそれにあたるのではないか。本委員会における結論を全国協議会の結論とすり合わせつつ、全体をまとめあげて外部評価の方向性についての一つの結論へと達してはどうか。

オ 日本学術会議の獣医学研連でも外部評価の方向性についての検討が行われると思われるので、獣医学研連とも歩調を合わせるべきである。

カ 外部評価は、評価を実施することだけが目的ではなく、あくまでもその評価の結果を教育の改善に結びつけることが非常に重要である。

キ 我々が目標としているコア・カリキュラムの教育内容が、国際的にどの程度のレベルに置かれているのか、確認する必要があるのではないか。

ク 国際通用性についてはコア・カリキュラムを作成する際に、OIE の答申を参考にしつつ検討を行ったので、コア・カリキュラムに沿って教育を行うことができるのであれば国際的にも評価されると考えられる。このため、コア・カリキュラムをきちんと教育できるかどうかを外部評価することが重要ではないか。

ケ 国際通用性は外部評価とは別に考え、これを達成することを目的にしてはいけなると考える。外部評価が有効に機能して獣医学教育の改善が進めば、自ずと国際的に通

用する獣医師の育成に対応できるようになるはずである。

- コ 国際的に通用する獣医師の育成と外部評価とはそもそも別の話ではないか。国際性を目標にするのではなく、日本独自の評価の基準や方向性を満たすことを目的とする外部評価について議論すべきではないか。
- サ 全国協議会におけるコア・カリキュラムの策定においては、国際性については議論の対象外にしており、国際性を考慮しなければならないとするとコア・カリキュラムの中身の問題になる。これらについては、本委員会ではなく、全国協議会において検討してもらってはどうか。

(3) 続いて、外部評価の組織について検討が行われ、薬学教育における評価組織・評価機構について事務局から資料を基に説明が行われた後、以下のとおり意見交換が行われた。

- ア 薬学分野では、薬学会と薬剤師会、教養試験の本部、外部評価機関等の団体が一つのビルに入っているように結束が固く、一体的に対応している。獣医学分野でもそれに倣い、協力し合って対応していく仕組みができることが望ましい。
- イ 外部評価を受ける側の各大学は評価に要する経費負担について議論すべきである。
- ウ 第三者による評価は、全くのボランティアでは実施できないため、審査料の問題がある。また、外部評価は法律で縛られたものではないので、評価を受けた後の結果の取り扱いを明確にしておかないと、評価を受ける大学と受けない大学とが出てくることにもなりかねない。その意思統一へのプロセスが大きな課題である。審査を行うためには、大学からも審査を行う人員を出す必要がある。そういった組織の構築を考えるのもこの委員会の役割である。
- エ 薬学では評議員を 15 名としているが、これは審査を行う中心となる人員の数であって、実際に活動する場合にはその何倍もの人員が必要になる。その組織をどう作りさらにその評価する人員の教育をどう対応するのか、これは膨大な作業になると思われる。どこかの段階で、全国獣医学系 16 大学から外部評価の審査委員として人員を出すことを約束してもらわないと、組織作りが行き詰まる恐れがある。また、これは財政面でも同様である。人材も費用も確保されない限り、組織の構築は進まないのではないか。
- オ 評価組織をどこに作るかという検討もさることながら、どのような組織を作るのかということの方が大事ではないか。その組織には、どれだけのヒト・モノ・カネが必要になってくるかをあらかじめ試算しておく必要がある。
- カ 薬学分野では多くの大学等の教育機関があり、学生数も獣医学の 10 倍を超え、獣医学分野において薬学と同じ規模の評価組織を作ることは難しい。しかし、学生数が 10 分の 1 であるからと言って、組織の規模が 10 分の 1 で良いかということになると、そういう訳にもいかない。
- キ 新たな機構を作るのも良いが、他分野と比べた獣医学分野の規模を考えると、機構の組織の規模が小さくなってしまふ恐れがあるが、あまりに小さくすることはできない。既存の組織におくということも選択肢として残しておいても良いのではないか。

- ク アメリカの場合には AVMA の中に評価委員会の組織を置いている。また、EU における外部評価の実態についても調べておく必要があるのではないか。
- ケ 既に現存する団体が外部評価を引き受ける場合、その団体が公益認定を受けているか、または申請を行っているとなれば団体の事業目的等を変更する必要がある恐れがあり、その他にも障害となる問題が出てくる可能性がある。既存の組織に外部評価組織を置く場合には、前もってその組織との十分な調整が必要である。
- コ 実務的な対応が生じると、どうしても費用面の負担が大きくなるので、外部組織による評価を公益として文部科学省に認めていただき、何らかの形で事業費の負担について考慮してもらうことが望ましい。スタートアップや調査ということであれば、科学研究費の交付等、予算を付ける方法も考えられるのではないか。

(4) 次に、外部評価の方法について、以下の内容の意見が出された。

- ア 外部評価の方法については、既に大学基準協会が作成した大学の評価方法が完成しているため、これを参考にしたい。
- イ 薬学教育における外部評価の内容が非常によくできている。この中の「薬学」の部分を「獣医学」に置き換えるなどにより、参考とすることはできないか。しかし、薬学教育の「第三者評価基準」は、教員数が十分であることを前提として作られていて教員の定員数が具体的に入っておらず、あくまでも割合までに留めているなど、薬学と獣医学の置かれる状況が大きく異なっており、変更が必要となる部分もある。
- ウ 分野別の外部評価では認証評価と異なり、獣医学に特化した部分が問われることとなる。その問われる項目を選定する必要があるのではないか。
- エ 薬学に比べると獣医学の教育規模は小さいため、できる限りシステムを簡略化しなければ、評価を始めるのは良いが、人材等、全てが疲弊してしまう恐れがある。薬学の教育評価機構を参考にしつつ、さらに対応できる部分を集約するなど、現実的な対応が求められる。
- オ 認証評価の場合には組織の財務状況を問われ、分野別評価では分野の教育の中身だけが評価される。それぞれ異なる観点からの評価が必要となる。

まとめ

最後に、酒井委員長から、「本日いただいたご意見を整理し、次回の第2回委員会の開催に向けて、委員長と副委員長、事務局とで論点を整理し、また検討材料となる各種資料を集めて対応を図る。」こととされた。